

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる**多様な地域資源**を活用し、**新事業や付加価値**を創出することによって、**農山漁村における所得と雇用機会の確保**を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

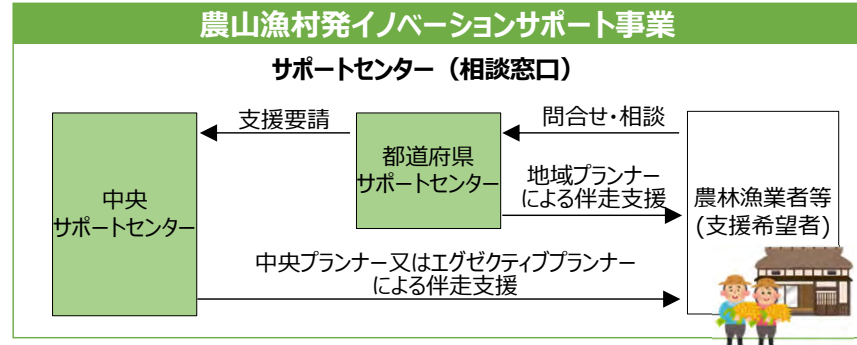
1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。
（上限500万円/事業実施主体）



2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。



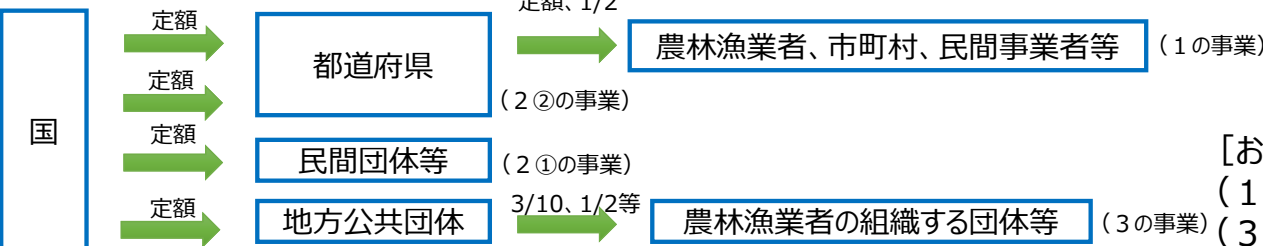
3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。



※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)
(3の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション推進支援事業

【令和4年度予算額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
 - ② 新商品開発・販路開拓の実施
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- (※取組に係る簡易な施設整備も支援対象)

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせることも可能（ただし、交付額の上限は500万円）。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売



業務用一次加工品等の開発

- ② 新商品開発・販路開拓



原料にこだわり差別化を図ったヨーグルトの開発

- ③ 直売所の売上向上に向けた取組



集出荷システムを導入した直売所の運営

- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組



森林を利用したセラピー事業



シルクを加工したボディスポンジ

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組



成分分析による新商品開発

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する中央・都道府県サポートセンターの取組や、地域の課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の付加価値を生み出す取組、施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加 (100事業体 [令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣の取組等を支援します。

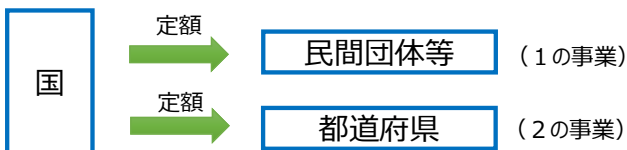
【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

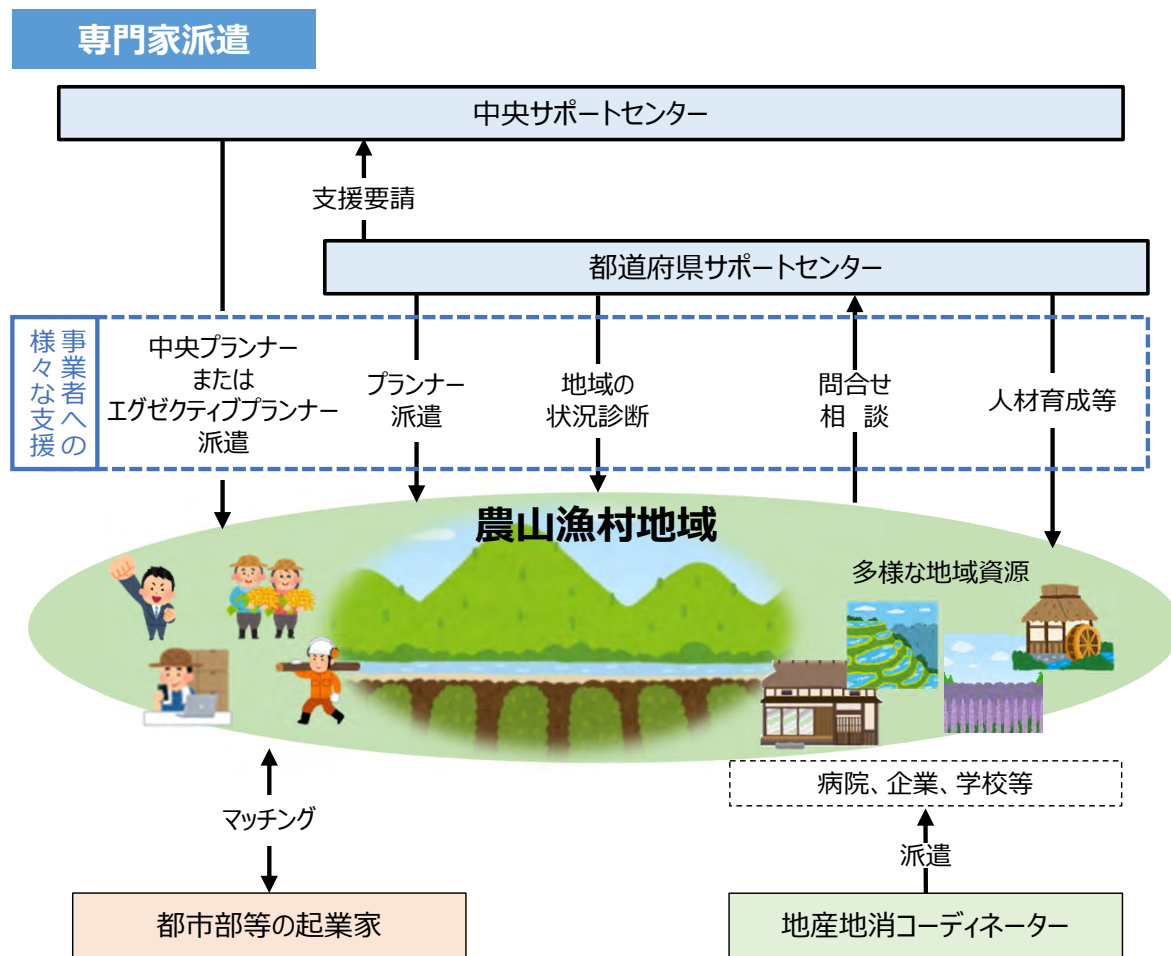
各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対しての伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容



<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加 (140人 [令和7年度まで])
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加 (93事業体 [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 定住促進対策型、交流対策型 (旧 農山漁村活性化整備対策)

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

2. 産業支援型 (旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業)

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の**施設整備と同時に設置**する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置**する場合も**支援の対象**とします。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進対策型、交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- **事業期間** 原則3年間 (最大5年間)



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体※2
中小企業者※3
- **事業期間** 原則1年間
- ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
- ※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
- (2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497)